

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付手口係
利用の目的	犯罪手口資料取扱規則等の規定により余罪の発見やその他犯罪捜査のために利用
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	殺人、強盗、放火、誘拐、恐喝、窃盗、詐欺及び性的犯罪の被害記録
記録される個人情報収集の方法	各都道府県警察が作成した手口記録のシステムによる登録
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪手口照会業務でアクセス権限を付与された者 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 執務室 4 保存すべき場所 <ol style="list-style-type: none"> 5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外 6 関係法令等 「犯罪手口資料取扱規則(規則)」 (昭和57年2月18日 国家公安委員会規則第1号) 「犯罪手口資料取扱細則(訓令)」 (平成15年10月31日 警察庁訓令第11号) 「犯罪手口照会ファイルの取り扱いについて(通達)」 (平成26年4月1日 警察庁丙支発第5号) 7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること